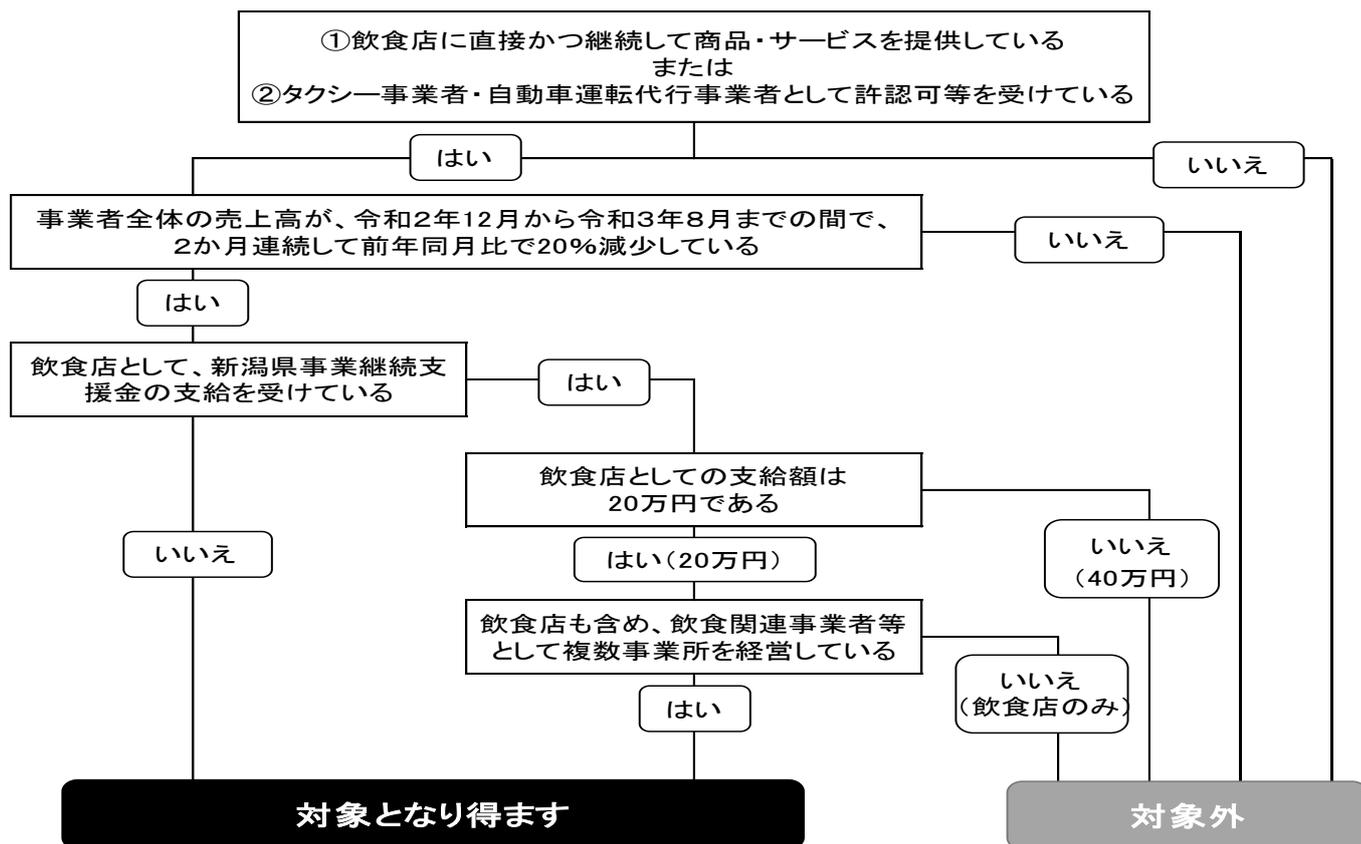


対象者の確認



飲食店とは

店内で客に飲食サービスを提供している店舗であり、以下の店舗等は本事業の飲食店には含まれません。

- ・ 飲食スペースを持たない店舗
(弁当店・テイクアウト・宅配サービス専門店、キッチンカー、ドリンクスタンドなど)
- ・ 他の事業に付随して食事を提供する施設で、独立した店舗形態を持たないもの
(ホテルや旅館、ネットカフェ・マンガ喫茶など)
- ・ スーパーマーケットやコンビニエンスストアのイートインスペース
- ・ 自動販売機コーナー
- ・ 特定の利用者のみ利用に供する施設
(社員食堂や学生食堂、介護サービス事業者の食堂など)

直接かつ継続して商品・サービスを提供とは

- 「直接」・・・飲食店に対して他の事業者を介さず、自社で県内飲食店に直接納品して金銭の授受を行っていること
- 「継続」・・・令和2年11月30日以前に、同一の飲食店に2回以上納入していること
(令和2年12月以降に創業した場合は、申請日までに2回以上納入していること)
- 「商品・サービス」・・・食材、飲料、調味料、おしぼり、割りばし、清掃、クリーニング、ごみ廃棄など、飲食店に納入される商品・サービス